

第5回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年3月10日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年3月10日（火）午前11時41分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 4 番 佐々木雄司君 6 番 保田 守君
9 番 原田 素代君 10 番 行本 恭庸君 13 番 福木 京子君
15 番 岡崎 達義君 16 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員
な し
- 6 参考人
内田 恵子君
- 7 弁護士
水谷 賢氏 森岡 佑貴氏
- 8 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 幹 黒田 未来君
- 9 協議事項 1) 公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について
・参考人の意見聴取について
2) 証人出頭要求について
3) 執行部への資料請求について
- 10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） 皆さんおはようございます。

ただいまから第5回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、報道機関の皆様申し上げます。本日は参考人の意見聴取を予定しておりますが、写真等の撮影については所定の位置を越えないよう、また参考人に対する撮影については参考人のプライバシーに配慮し、心理的に圧力が加わることを防ぐため、後方からの撮影のみとしてください。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

1番目、公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について。

本件について、内田恵子氏より意見聴取を行いたいと思います。

内田君の入室を求めます。

〔参考人 内田恵子君 入場〕

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君におかれましては、お忙しいところ御出席くださいますありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより発言を求めることになりますが、発言は発言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

これより内田恵子君の意見聴取を行います。

まず、副委員長より質問をさせていただきます。その後、各委員から発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、これから質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、身分関係からお尋ねいたします。

あなたは令和2年2月10日まで、赤磐市の教育委員会教育長の職にありましたね。

○参考人（内田恵子君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） あなたが教育委員会教育長に在籍した期間はいつからいつまででしたか。

○参考人（内田恵子君） 平成29年4月26日から、令和2年2月10日です。

○副委員長（岡崎達義君） 先ほどのとおり、令和2年2月10日に同職を辞職されていますね。

○参考人（内田恵子君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 9月議会、12月議会で原因を究明し、今後そのようなことが起き

ないようにするのが私の責任ですと発言していました。努力するように申し入れもしていました。2月10日に突然辞任したのはなぜですか。

○参考人（内田恵子君） 一身上の都合によります。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。ありがとうございます。

次に、調査書に従って、調査報告の前提部分についてお尋ねいたします。

あなたが教育長に在任していた期間に、教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告が作成されましたね。

○参考人（内田恵子君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 同書面は、教育委員会教育長、すなわち御自身の名義で作成されていますね。

○参考人（内田恵子君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 同書面を作成する前提となる調査において、聞き取りの対象となった方を教えてください。

○参考人（内田恵子君） 詳しくは聞いておりません。

○副委員長（岡崎達義君） この聞き取り調査にあなたは立ち会っていますか。立ち会っていないものがあれば教えてください。

○参考人（内田恵子君） 立ち会っておりません。

○副委員長（岡崎達義君） あなたは聞き取り調査について報告を受けていましたか。立ち会っていないのですから、報告は受けていましたかということをお尋ねしております。

○参考人（内田恵子君） 調査結果についての報告をとるか、調査書は見せていただきました。

○副委員長（岡崎達義君） この調査報告を取りまとめるに当たって、聞き取り調査を踏まえて検討がなされたことかと思われませんが、検討に参加した職員についてそれぞれ教えていただけますか。

○参考人（内田恵子君） 市長、副市長、総務課長、総務課職員と聞いております。

○副委員長（岡崎達義君） この調査報告の起案を行ったのはどなたでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 教育総務課長です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、第1の調査結果。臨時職員の任用に関する件についてお尋ねいたします。

まず、任用経緯について。1番、元従業員6名、元運転手についてお尋ねいたします。

教育委員会は、委託先事業者の元運転手5名に、4ルートスクールバス及び1台の給食配送車の運転を依頼しましたとありますが、これは教育委員会の中の誰の発案ですか。

○参考人（内田恵子君） 教育次長以下、担当者だと思います。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

元運転手らとの契約日はいつでしたか。また、その日付はどの証拠あるいは証言をもとに認定しましたか。

○参考人（内田恵子君） 日付は平成30年5月16日、これは任用通知の起案からわかりましたけれども、これは全て報告書から知りました。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。ありがとうございます。

続きまして、その後、教育委員会は運転を継続する体制づくりを検討し、とありますが、これは具体的に誰が検討を行っていたのですか。

○参考人（内田恵子君） 教育次長以下だと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 元運転手から、事務担当者が必要だとの申し出を受け、とありますが、この申し出を行ったのは誰ですか。

○参考人（内田恵子君） そこまで詳しいことはわかりません。

○副委員長（岡崎達義君） 教育委員会としては、事務員の業務としてどのような業務が必要であると想定していたのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 具体的にはわかりません。

○副委員長（岡崎達義君） 事務担当者との契約日はいつでしたか。また、その日付はどの証拠あるいは証言をもとに認定しましたか。

○参考人（内田恵子君） 平成30年5月16日、任用通知の起案からで、これも報告書から知りました。

○副委員長（岡崎達義君） 賃金について月給払いと判断したのは誰だったのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 教育次長だと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 時給払いではなく月給払いと決めた理由は何だったのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 直接教育次長から聞いたわけではありませんけれども、多分緊急性を要することから、よりよい条件でと考えることだと思います。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

事務員の就業場所としてはどこか決まっていたのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） それはわかりません。

○副委員長（岡崎達義君） もし決まっていなかったとすれば、事務員はどこで就業すべきだったとお考えでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 構造がよくわかっていないので、お答えできません。

○副委員長（岡崎達義君） わかりました。

事務員との契約前に、事務員の就業状況の把握について何か検討はなされたのでしょうか。なされたのであれば、どのような内容だったのか教えてください。

○参考人（内田恵子君） そのことについてもわかりません。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、本件予備要員についてお尋ねいたします。

教育委員会としては、運転手が病欠等した場合に、運行する予備要員の必要性を感じ、とありますが、これは誰が必要性を感じたのですか。

○参考人（内田恵子君） 教育次長だと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 健康面で問題があると申し出た者は、具体的に誰だったのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） これは知りません。

○副委員長（岡崎達義君） また、何名の方が申し出たのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） この件につきましても知りません。

○副委員長（岡崎達義君） 健康面での問題を申し出た者については、具体的に何らかの疾患があると申し出ていたのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） このことも知りませんでした。

○副委員長（岡崎達義君） 市議会議員と相談したとありますが、この議員のお名前を教えてください。

○参考人（内田恵子君） 特定の議員名はお答えできません。

○副委員長（岡崎達義君） 市議会議員と相談した理由は御存じだったのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） わかりません。

○副委員長（岡崎達義君） 市議会議員から本件予備要員を紹介され、とありますが、本件予備要員は議員からの紹介で雇ったということだったんですね。

○参考人（内田恵子君） 報告書の記載どおりです。

○副委員長（岡崎達義君） この議員のお名前は御存じですか。

○参考人（内田恵子君） 特定の議員名はお答えできません。

○副委員長（岡崎達義君） 本件予備要員の給与について、月給8万円と決めたのは誰でしたか。

○参考人（内田恵子君） 最終的には教育次長だと思います。

○副委員長（岡崎達義君） 市議会議員が本件の予備要員を紹介する際、どのような話がなされましたか、御存じでしょうか。

○参考人（内田恵子君） このことについても報告書に記載のとおりで、それ以上のことは聞いておりません。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、業務内容についてお尋ねいたします。

元従業員6名についてですが、事務員の業務について教育委員会として具体的に時間や内容を把握する方法をとっていませんでしたとありますが、事務員が実際に業務を行っていたか否かはどのような証拠あるいは証言から認定したのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 認定の方法についてまでは報告を受けておりませんでした。

○副委員長（岡崎達義君） 事務員の証言が出てきた具体的な業務内容とはどのようなものだったのでしょうか、これは御存じですか。

○参考人（内田恵子君） わかりません。

○副委員長（岡崎達義君） 次の事務員の証言が信用できると判断した根拠は御存じですか。

○参考人（内田恵子君） このことについてもわかりません。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、予備要員として任用された臨時職員についてお尋ねいたします。

第2段落に、教育委員会及び市長部局で検討した結果、賃金の返納を受けることとなりとありますが、この検討を行ったメンバーはどなたがいらっしゃったのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） ちょっと待ってください。

市長、副市長、総務部長、総務課職員、教育委員会の職員と聞いております。

○副委員長（岡崎達義君） 次の第3段落に、パワハラとの指摘とありますが、ここに言う担当者とは誰のことですか。

○参考人（内田恵子君） 教育総務課長、給食センター長、総務課職員です。

○副委員長（岡崎達義君） 具体的に担当者のどういった言動がパワハラではないかという指摘がなされたのでしょうか、御存じでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 急に来られたとかといったことを、一般質問の中で議員から出されたので知りました。

○副委員長（岡崎達義君） パワハラに該当するような事実は全くなかったものと判断、とありますが、これは誰が判断したのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 市長部局の判断だと考えております。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、その他についてですが、複数の臨時職員から市議会議員へ金銭が渡されていたとの情報も寄せられていますとありますが、これは具体的に誰から話があったのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 具体的に誰からといった報告は受けていません。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、問題点についての質問に移ります。

手続上の問題点として、アに地方公務員法に違反する手続でしたとありますが、地方公務員法の何条に違反するのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） 何条かまではわかりません。

○副委員長（岡崎達義君） ウに臨時職員の賃金は日給か月給が原則とありますが、この根拠となるものは何でしょうか。

○参考人（内田恵子君） 市の要綱です。

○副委員長（岡崎達義君） 次に、任用の必要性の問題について。任用の必要性についてはどのような問題が上がりましたか。

- 参考人（内田恵子君） 報告書に記載されているとおりです。
- 副委員長（岡崎達義君） 待機業務について。待機業務についてもどのような問題点が上がりましたか。
- 参考人（内田恵子君） この件につきましても、報告書に記載のとおりです。
- 副委員長（岡崎達義君） 次に、まとめのところで、結局のところ、問題点を精査した結果、どのような結論に至りましたか。
- 参考人（内田恵子君） この件につきましても、報告書に記載させていただいたとおりです。
- 副委員長（岡崎達義君） 次に、調査結果についての質問に移ります。
- 平成30年11月上旬の任用通知書のつくり直しについて。
- 平成30年11月上旬、会計課から、元運転手5名と事務員1名の賃金の支出命令に任用通知書の移しの添付が必要であるとの連絡を受け、とありますが、これ以前に会計課から指摘はなかったのでしょうか。
- 参考人（内田恵子君） 多分なかったと思います。
- 副委員長（岡崎達義君） 教育総務課において、任用通知書をつくり直しました、とありますが、つくり直したのは、①いつ、②どこで、③誰が行ったのでしょうか。
- 参考人（内田恵子君） いつについては、指摘を受けてからですから11月上旬だと思います。多分教育委員会の部局内で、教育総務課長及び担当者だと思います。
- 副委員長（岡崎達義君） 任用通知書は公文書ですよ。
- 参考人（内田恵子君） はい。
- 副委員長（岡崎達義君） この任用通知書をつくり直すことは、公文書偽造に当たるのではないのでしょうか。また、公文書偽造について、検討段階で何か検討はなされたのでしょうか。
- 参考人（内田恵子君） 公文書偽造に当たるのではないかという質問に対しては、そのとおりです。また、特に報告を受けたものではありません。
- 副委員長（岡崎達義君） 次に、平成31年3月末ごろの起案等のつくり直しについてですが、そこで教育次長、教育総務課長及び給食センター所長で協議し、起案等における賃金の記載に月給を加えるため起案等をつくり直すこととしました、とありますが、同文書は公文書ですよ。
- 参考人（内田恵子君） はい。
- 副委員長（岡崎達義君） 公文書をつくり直すことを協議し、つくり直したのであれば、刑法155条の公文書偽造に当たるのではないのでしょうか。また、公文書偽造については、検討段階では何か検討がなされたのでしょうか。
- 参考人（内田恵子君） つくり直したら公文書偽造だという認識をしています。相談はありませんでした。

○副委員長（岡崎達義君） それまで保管していた任用申請書は破棄とありますが、任用申請書を破棄した点についてはどのような検討がなされたのでしょうか。

○参考人（内田恵子君） この件につきましても相談はありませんでした。

○副委員長（岡崎達義君） 以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから質疑を行いたいと思います。

○委員（原田素代君） どういう順番でいくんですか。

○委員長（下山哲司君） 今質問した順番にあわせてやっていただけたらと思いますので。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 教育長にお尋ねしますが、今回の事件が明らかになって、早いうちに教育長に、なぜこのような決まりのないことになったのか原因を究明し、うみを出さなければならぬ、出さなければ正常化はしないと、よろしくないということを、私はおたくに教育長室において申し上げております。だけど、過去に百条委員会も、私の知る限り2回はありました、今回3回目ですけど、最初の1回目のときにもうみは出し切れず、それがやっばし延々として今回に、今回というんですか、このような状態で続いてこのようなことが起こったと思うんですが、そのことはおたくに申しておりました。それで、なぜ2月の答弁で、辞表を出します、やめられた理由は一身上の都合だと言われるのはわかりますけれど、しかしあなたの職務として、やはりあったことについては責任を持ってせいぜいやってほしかったと思うし、昔からよく言われるように、立つ鳥跡を濁さずということもあります。それができてから一身上の都合でやめられるなら結構じゃと思うんですけど、ちょっと時期的には早いんじゃないかと思いますが、その点について、話せるとこだけで結構ですから、よろしくお願いします。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） この件につきましては、理由としましては、一身上の都合でということ。この件につきましては、申しわけありませんけれども、議長からの参考人出席要求書の中にも、それから百条委員会の検討項目の中にも入っていませんでしたので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 同様の質問なんですけど、検討項目に入っていなかったということは当然だと思うんですけど、御本人がおいでになって、御本人がどう考えてるのかを聞ける場ですから、それは率直にお答えいただきたいと思うんです。たしか2月10日ですけど、2月5日に申し立てを、市長のほうに辞職の申し出をされてますか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 5日か6日だと思います。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その後10日になったんですが、そもそも2月5日に申し出た理由、内田教育長としてどういう思いで辞職を決めたのか、そこをお聞かせいただけますか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） それも先ほど申し上げたとおり、一身上の都合ということで、ここでの答えはそれ以上のことはお話できません。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 市長のほうが、全員協議会の場で、一身上の都合ではありますが責任を感じておりますという御発言があったと、内田さんのほうから、という説明があったんですが、この場で内田元教育長として、辞職に至った経緯の中で、責任の問題について語る気はございませんか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） これ以上のことはお話できません。

以上です。

○委員（原田素代君） はい、結構です。

○委員長（下山哲司君） 次にどなたか。ございませんか。

それでは、順番に質問していただきます。

調査報告について、前提部分という内容についてお聞きしてください。

原田委員。

○委員（原田素代君） 総じて詳しく聞いていない、立ち会っていない、報告書は見せていただいたということで、内田教育長の、元教育長のお名前を出された報告書でありながら、当人が全く蚊帳の外にいたのかなというふうに思うのですが、御本人はこの調査に当たってはどうかかわり方をしたのか、もう一度教えてください。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） この報告書を提出させていただいたときに、前段でお話しさせていただきましたけれども、議長から教育長宛てに要請がありました。ところが、客観性を持たせるために、教育委員会ではなく、市長部局で調査をするということになりました。調査は市長部局のほうが行っております。これを提出するときに、議長から教育長宛てで来たので、教育長名で提出させていただいたという経緯がございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 結果をみただけで、自分の名前で出すことを了解したということですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） このことにつきましていろいろな検討はされていましたが、そういう結果になりました。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いや、名前がつく報告書ということは、教育長がこの報告書について十分了解をし、理解をしてるのが一般的には常識だと思うんですが、今のお答えを聞くと、ほとんど内田さんが御存じないことばかりが報告されてるというふうな印象ですけど、その点についてどうお考えなんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 言われるとおりだと思います。ただ、教育長宛てに来たので、教育長名で出したということではかないということですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、責任のとりようというのはどこにあるとお考えですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 文書に対する責任ですか。出来事に対する責任ですか。出来事に対する責任は、教育委員会にあると思っています。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 内田教育長がおっしゃる教育委員会というのは、御本人は入らないんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 当然入っています。

○委員（原田素代君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 教育委員会の中で、内田元教育長はトップなんですよ。その責任者ですよ。市で言えば市長。その内田元教育長の認識に、責任は私にありますではなくて、責任は教育委員会にありますというお言葉が出るのはびっくりなんですけど。もう一度お尋ねしま

すが、教育長としての責任はどういうふうに感じてらっしゃるんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 当然、教育委員会にありますということは、教育委員会内部、長である私に責任があるというように受け取っていただいて結構です。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ここ大事なことなので詰めたいんですよ。というのが、2月10日に突如の辞職でした。びっくりしました。それで、12月議会の中でも、私は教育長がボーナスをもらいますかと聞いたら、市長に準じますとおっしゃっていただいたそうですよね。要するに、そういう前段があって、2月10日に突如の辞職、これは今おっしゃった責任があるとお考えいただけますという非常にわかりにくい言葉でしたけど、御自分の中で責任があると、それで、責任のとりようをどうしようかっていうことは説明していただけないんですか、ここで。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 申しわけありませんけれども、辞職に関する理由につきましてはお答えできません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 辞職についてじゃない、あなたの自分の責任はどう感じてるかを教えてください。

○参考人（内田恵子君） 責任は感じております。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 感じていてどうやって責任をおとりになるんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） どうやって責任をとるかということは、もうできなくなりました。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうなると、責任をとらずに逃げたと思われてもしょうがないですけど、そういうことですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 辞職に関しては、お答えすることができません。

○委員（原田素代君） もういいです。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） きょうはお越しいただきましてありがとうございます。まず、お礼を申し上げたいと思います。

その上で、今の責任に関して少しお尋ねをしたいと思うんですが、この間、約1カ月余り辞職されてしまして時間があつたわけですけども、その間、責任感に基づいて、自分が長としてかかわつた教育委員会で起こつた不祥事について、事象の把握に努めようというような努力はされましたでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） それはなかつたと思います。これまでの全てのことが、いろいろな方とお話をして、教育次長とも、教育総務課長とも話をさせていただきました。この間にも話をさせていただいておりますが、それが全てです。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 元教育長の立場で言えば、一般裁判記録というのが検察庁のほうにはもう既に開示されているような状況なんですけども、一般ではなかなか見せてくれということをお願いしても見せていただけないものであつても、もう本当に元教育長という立場であれば、その内容を見せてくださいということを、検察庁のほうにお願いに上がれば見せていただけると思いますが、そういうようなことも、自分の責任において事情の把握に努めなければいけないというような、藤井元次長がどういう状況に置かれていたのか、自分の部下がというようなところも、やっぱり知らなければいけないというようなところで、みずから調べるというようなことはお考えになられなかつたですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） あえてしませんでした。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） あえてしなかつた理由というのは、何かあるんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 自分の中では、調査報告の結果として、予備要員は必要なかつたと、その結論はもう認めますが、私は、いまだに最初は必要だつたという思いを持っています。それで、その後、直接本人と話をしたこの件につきましても、本人と話をしたときに、何が真意かはわかりませんが、新聞報道では必要なかつた配送員を雇つたというような記載もありましたけれど、自分としては信じたくなかつたというのが真実です。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今、百条委員会として取得をさせていただいた、このちょっと後の項目になるんですけども、後の項目にあつてこの調査項目ではないんですよね、報告の部分には入らん、この次の項目の中でちょっと御質問をさせていただこうと思つたんですが、百条委

員会のほうで取得をさせていただいてる刑事記録というのがあるんですが、ここに書かれております藤井教育次長とかの警察にお話をされております内容というのは、先ほど内田さんがおっしゃられた理解と大分違うところがあるんですよ。かなり古い理解でとまってるなあという印象なんですけども、状況把握というところで、情報を新しくするというようなお考えというのは、今はまだお持ちになられていらっしゃらないですか、その責任を果たすという意味で。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 今回の出席要求に関しては、この8月に出させていただいたものが基本だと考えていますので、お答えのしようがないです。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい、じゃあ、結構です。

○副委員長（岡崎達義君） ちょっとよろしいか。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） 先ほど、調査報告書が上がってきたから、自分の名前を出したということと言われましたよね。

○参考人（内田恵子君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） ですが、他のさまざまな案件についても、まるで検討をせずに判こを押してきたということなんですか。内田さんはこの中身をほとんど知らなかったということなんですか、いろいろ教育部局で案件が上がってくると思うんですが、それをもうほとんど検討せずに承認してきたということなんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 任用に関したものは次長決裁になっておりますので、ここまで上がってきていません。ただ、この報告書についての起案は上がってまいりました。

○副委員長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） もう次長決裁だったら、まるで報告も何もなく、もう次長の段階でとまってしまうということでもよろしいんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） そういうことで組織として成り立つとお思いだったんですか。一番トップなんでしょ、教育長としては。その教育長が何も知らないで、次長決裁だけで上がってきたのを、そのままそこでとめてしまうっていうことはおかしいんじゃないですか。それは、組織としてもう少し責任を持った行動っていうのはとれなかったんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） それに関しては、組織というものがそういう組織であったと認識しておりましたので、今後変えてくべき内容ではないかと反省しております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

原田委員。

○委員（原田素代君） ほとんど何もタッチしていないという状況が浮き彫りになるんですが、私ここに11月の、決裁年月日が28日になってる、総務課の津田さんという職員の方が、元従業員6名の既払いの賃金についてっていうことで起案を出してるんですね。この中に、市長、副市長2名、部長、課長、班長、それぞれ判があるんですが、教育委員会のほうは次長の末本さんと総務課長の金島さんだけで、内田さんの判こがないんですよ。もうもしかして8月の結果が出て以降、内田さんはほとんど事務事業から外れてたんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 入っていませんでした。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もう一度言葉を確認しますが、8月の報告書が出てから、内田教育長が教育委員会にかかわる事務に関しては、一切タッチしてなかったんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） どういう事務に関してですか。

○委員（原田素代君） ですから、起案書です。市長や副市長が判を押すような起案書に、末本次長と総務課長の金島さんの判だけで、内田教育長の判がないんですよ。もう11月の時点で外れてたんですか、事業のかかわりから。本来、教育長が判こを押すような起案書ですよ。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） その起案の内容がよくわからないのですけれども……。

○委員（原田素代君） 説明しましょうか。

○参考人（内田恵子君） 市長決裁まで行くものについては、教育長の印は要ると思っております。

○委員（原田素代君） 思いますよね。

委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 昨年の11月の、起案したのは19日なんですけど、12月議会の前でですけど、例の5人のドライバーのうち1人が8月が乗務日がゼロ日なので、返さなきゃいけないということと、それからその他5人と1人、事務員の給与が適正かどうか、これに関して総括的

な起案は津田さんっていう人がつくってらっしゃるんです。その文書ですが、御記憶ありませんか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） そのことについては、多分私は入っていません。記憶にない。そういうことを話に行くとかということは聞いておりましたが、起案が私のところまでは上がって来ていません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、知りたいのは、8月の報告書以降、内田さんはほとんど外されてたってことですか。事務事業に、教育委員会の事務から、そう思ったほうがいいんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） どのような事務内容なのかはわからないのですが、多分任用された者の賃金がどうなっていたとか、それからどのような処分、委員会ですよ、そういうようないきさつになっているかということについては、私は入っていませんでした。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、よろしいか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 前提部分について、他の委員さん、ございませんか。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、次へ進みます。

調査結果についての御質問ございませんか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 前段の内田さんの御回答の中でちょっと印象深かったんですけど、予備要員は必要だと私は思っていたという御発言がありましたよね。御自分でお答えになったんですけど、きょう。何で予備要員が必要だというふうに理解したのか、まずわからないのですが、その理由を教えてください。

○参考人（内田恵子君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） その点につきましては、教育次長から、いざとなったときに予備要員も必要だなあと感じたという話を聞いたからです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 9月議会で、内田元教育長は、議会、本会議場で、ここでは話せない

内部のことだということは何度か発言されて、議会の中で明らかにしなかった案件がありましたよね、もう既に出てるのに、8月には。それで、12月議会で、あの内部の話とは何ですかっでもう一度聞きましたよね。そしたら、次長が北川議員から言われていたことなので断れなかったのだと、それを聞いた内田教育長はかばったと、かばったからあのとき言わなかったんだ。これは確認しますが、それでよろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） かばうという表現が適切かどうか、言ってしまったのでそうだと思うんですけども、自分としては認めたくなかったというのも事実だし、それからもう1点は、それによって教育次長が不利になるのかなという思いもあったのは事実です。

○委員（原田素代君） じゃあ、かばったということですね。

○参考人（内田恵子君） そうですね。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 何か半分知ってて半分知らないような、御発言を聞いてて思っていて。要するに、どこからわかったのかなってのをまず聞きたいんですけど。さっき言った、次長が教育長にこぼしたわけですよね、いや、これは実は北川議員から言われたから断れなかったんだって、それ何月何日ですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 報告書が出た後です。

○委員（原田素代君） はあ、なるほどね。

○参考人（内田恵子君） 報告書を読んでからです。

○委員（原田素代君） ああ、そうですか。

○副委員長（岡崎達義君） よろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） この最後の公文書のともいいね。

○委員長（下山哲司君） はい、結構ですよ。

○副委員長（岡崎達義君） この報告書の中で、公文書偽造っていう話がありますし、公用文書の毀棄っていう話もあるんですけども、この報告書が出たときに、これを見られて、教育長としてこれ大変なことだっていう認識はおありでしたか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 思っていました。

○副委員長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 岡崎委員。

○副委員長（岡崎達義君） そこで、教育部局の中で、こうこうこういう虚偽文書を作成した

り、虚偽公文書作成とか公用文書毀棄っていう問題を検討されて、何とか対処しなければなら
ないっていうようなことはあったんですか。そういうことが教育部局の中で検討されました
か。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 検討というか、当然のことながら、改めてこういうことがあっては
いけないというような、検討委員会ではなくって通達を出しました。

○副委員長（岡崎達義君） はい、いいです。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほど時給払いではなく月給払いと決めた理由は何だったのでは
よいかという質問に対しまして、よりよい条件で迎えてあげたいというところだったのではない
でしょうか、というような趣旨のお答えをいただいたんですが、藤井教育次長は、検察庁の、
警察のほうの供述調書の中で、北川議員にいろいろなお話を、要求をされる中で、北川議員の
求めてらっしゃる組合費、この組合費を取るためには月給にしなければいけないというふう
にお答えになられてるんですけども、これについて受けとめを、どのようにお感じになられる
のか受けとめをお願いします。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） どういうようにお答えしたらいいのかわかりません。この段階で
は、教育次長から、よりよい条件で雇いたかったというように聞いております。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ですから、それが今受けとめとして、違うことが今出てきてるわけ
ですけども、それについての受けとめです。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） そのことについてはお答えできません。これに関して調書でなくて
この件に関しての御質問だと思っているので、比較をするわけにはいかないと思うんですけれ
ど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） ちょっと待ってください。この百条委員会は、検察からも正式にい
ただいた書類で質問しておりますので、弁護士の先生とも相談してそれに関して質問してもい
いということになってますので、それに対して適正に御答弁をお願いしたいと思います
ので、よろしく願いいたします。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 加えまして、今回の百条委員会の中には、第3の項目として、関係

することについてお尋ねができるように議案をとらせていただいています。これは非常に重要なところで、報告をしていた内容と現実が違うんだというところと、先ほどの内容と。内容に戻りますけども、報告書というところに、よく余り確認もせずに判こを押されて報告書として出されたんだというところの、要するに事務手続というものが果たして正しかったのかというところの、最終的な報告書にも関係するところなので受けとめをお尋ねをしているんです。報告を受けていた内容と、現実には警察あるいは検察で有罪の判決を受けた内容との違いが今出ているんですけども、そのことをお知らせを今させていただいたんですが、そのお知らせを受けてどういうお気持ちになっていらっしゃるのか、受けとめをお願いします。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 組合という言葉、組合があったということを初めて知ったことと、意外でした。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その意外の中には、だまされたとか、藤井教育次長の説明によってだまされたとか、あるいはそんな話だったんだったらこれはゆゆしきことだとお感じになられていらっしゃるとか怒りとか、そういったようなものというのは今のお気持ちの中に含まれますでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 多分、まだ信じている部分があると思います、自分の心の中に。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） この2番目のところの上のブロックの真ん中ですね、賃金について月給払いと判断したのは誰だったのかということについて、判断したのは次長だということだったんですが、内田教育長は、赤磐市臨時的任用職員取扱要綱において、臨時職員が月給で雇用されることはおかしいという認識はなかったんですね。知らなかったんですね、この要綱を。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 時給日給ってということは知っていましたが、この件についての月給にするという報告も何もなかったのです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 月給で雇われているということを知ったのはいつですか。

○参考人（内田恵子君） これが明るみになってからです。

○委員（原田素代君） 8月の報告書か。

○参考人（内田恵子君） はい。

- 委員（原田素代君）　　そうですか。じゃあ、もう1つ。
- 委員長（下山哲司君）　　原田委員。
- 委員（原田素代君）　　11月に、会計課のほうから30年度の間違いを指摘されているわけですね、支出命令書か何か、そのときは教育長はその指摘について知ってましたか。
- 委員長（下山哲司君）　　内田恵子君。
- 参考人（内田恵子君）　　知りませんでした。報告を受けていませんでした。
- 委員（原田素代君）　　委員長。
- 委員長（下山哲司君）　　原田委員。
- 委員（原田素代君）　　今の答えでは、それ以前になかったのかという副委員長のほうからの話に、多分なかったってお答えになってますよ。どういう根拠で、多分なかったと発言ができるんですか。
- 委員長（下山哲司君）　　内田恵子君。
- 参考人（内田恵子君）　　済いません、根拠はありませんでした。多分なかったんだろうということ。指摘を受けたということは、多分なかったのではないかというように考えました。
- 委員（原田素代君）　　委員長。
- 委員長（下山哲司君）　　原田委員。
- 委員（原田素代君）　　ですから、11月分の指摘も教育長は聞いてないということですか。
- 参考人（内田恵子君）　　報告を受けていませんでした。
- 委員（原田素代君）　　はい、いいです。
- 委員（保田 守君）　　はい。
- 委員長（下山哲司君）　　保田委員。
- 委員（保田 守君）　　さっきから聞いていたら、もうほとんど知らないということなので、この予備要員のこととか、組合のこととかというのは、一切耳に入ってこなかったということですか。
- 委員長（下山哲司君）　　内田恵子君。
- 参考人（内田恵子君）　　途中では。
- 委員（保田 守君）　　それで、前後するかもしれんけど、本件に関して教育長として指示を出したという内容のことは何かあるんでしょうか。知らなかったから出しようがなかったということでしょうか。
- 委員長（下山哲司君）　　内田恵子君。
- 参考人（内田恵子君）　　ここの報告書に関しての指示はありませんでした。これを受けた後に、公文書に対する意識とかそういうことの対応はさせていただきましたけれど。
- 委員長（下山哲司君）　　保田委員。
- 委員（保田 守君）　　この問題が出る前も後ろもひっくるめてですけど、市長を含む執行部

と問題共有で話をしたことというのはほとんどないのでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 市長を交えての問題協議というのはなかったです。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

保田委員。

○委員（保田 守君） 私はここに出てくる市議会議員と相談したことがありますかということでお答えできないということだったんですけど、この市議会議員が私はもう問題のうみ、ガンだと思よんです。そのときに、何かその人の名前が出てきたときに、これは1人で抱えるものじゃなしに、みんなで相談せんと解決できん、藤井次長なんかも抱え、もうそのときには抱え込んだ状態というのが恐らくわかったと思うんで、何とか早くオープンにして、問題を解決したいとかという働きかけというのは全然しなかったんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） していません。このスタートが、教育委員会のスクールバスだけでなくって市民バスの関係もあり、最初にそちらのほうからの協議があったということは知っています。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 何か聞きよったら、責任の話なんか、さっきの話なんですけど、責任はそれはありますよね、知らなんだにしても、知らなんだという責任がやっぱりあるし。ちょっと話がそれるかもしれないですけど、事件を起こさないためにこの百条委員会をやつとることなんで。今回の事件は、私はさっき言うたように、1人の議員が本当に原因のもとをつくつとると思います。しかし、その原因がいなくても、現状のシステムでそういうことが起きずにこの市役所は回っていくんだらうとか。何かそういうときに、犯罪を犯したから内田さんを責めて聞いとるというようなことじゃなしに、今後こういう事態が起こらんようにしてくれという、そのことの百条だと思よんです。内田教育長から、この問題の根はどの辺にあって、どこが失敗だったと思いますか、事件が起きた。私はそんなことが聞きたくて質問しとるんですけど。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 私の認識としては、議員の方がかかわってくださるのは、いろいろな意見を言ってくださるという認識でいました。犯罪云々で議員がかかわってくるという認識が、最初はなかったです。ですので、この件に関してそういうような防御が何かできなかったのかと言われた場合に、多分私はできないと、できなかったと思っています。そこまで疑っていないというか、人物一人一人全てです、以前がどうのこうのという話とか、そういうのを一切せずに、現在の姿から見たときに。教育の職に身を置いてきた者は、政治とかそういうものにかかわるということを知らずに生活を続けてきた関係で、裏があるとか、何か思いがあつて

かかわってくるとか、そういうような疑いを、申しわけないですが、私は持ったことがありません。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） こういう大事件が二度と起きないようにしたいがための質問をしますので、ぜひもう一度お答えいただければと思います。ちょっと整理したいんですけど、まずスクールバスとか、それから学校給食の配送に関してのお金の問題、それから人事、採用の問題、決裁権は全部次長にあつて、教育長は関係なかったというふうに思っていますね。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） そうなります。

○委員（永徳省二君） はい、ありがとうございます。

次に、教育委員会の中で、各学校、小中、幼稚園の人事権は、たしか恐らく教育長にあると思いますけれども、教育委員会の中、次長以下の人事に関しての人事権は教育長はありませんよね。もう一度確認します。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） ありません。幼稚園も含めてです。

○委員（永徳省二君） ということは、金の決裁権もなけりゃあ、人事権もないと、教育委員会の中で、全部次長が持つてる。先ほどちらっとお話ししましたが、このままではまた再発防止にならないんじゃないか、ちょろっとおっしゃいましたけれども、次の新しい教育次長に誰かがなつたと仮定したときに、またですよ、教育次長が全部権限を持ってて、金の問題、採用の問題、人事権、ああ、人事権は違うでしょうけども、持ってて、教育長は持ってない。

もう1つ聞きます。教育委員、5人の教育委員が、本来であれば、会社で言う取締役の役目とか監査役の役目をすると思うんですけど、ここにも話は行ってなかったっていうふうに思っていますか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） ありませんでした。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、教育委員会として、全く組織が機能してないんですよ。してないし、今後また新しい教育長になられたと仮定しても、恐らくこの体制のままであれば何も変わらないですよ。変えるためにはどうしたほうがいいと思いますか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 教育長が全て把握できるとは思いませんけれども、事があつたときの報告は必要だと思っています。教育次長がかわつてからは、きょうの教育次長が出る会議についてはこういう会議があるとか、こういう結果になつたとか、今こういう状態であるとかと

いう報告は受けています、受けてきました。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、私が思うには、今後こういう問題が再発されないためには、今まで次長が持ってた金の問題とか採用の問題とかの権限を、場合によったら教育長、あるいは5人の教育委員会の委員に合議制にするなりというふうにしないと、また同じことが起きるんじゃないかなというふうに私は思ってるんですけど、それでよろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 一遍にそういうことをする必要がない体制をつくっています。臨時的任用の採用というのは、時給日給、起案を上げるときに、最近は全て基づく法律、文書をつけて上げていくようにしています。そういうことをすることによって、今ここが、このことについてというマーカーを引いて上がってくるようになったわけですがけれども、それで記載が変わっているんだったら、そこはそこでまた差し戻しにすると。それで、つくり直しに関しても、それを破棄するのではなくって、ミスのある文章をつけて、その上に新たに正式なものをつけて、これは合議というか、回り持って判こをいただいていくと。こういうことが違っているので、改めてこういう点を直して上げましたというので、持ち回りのという形で許可を得るようにしているところですよ、してきたところですよ。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、決裁権はない、決裁権はあくまでも次長にあるけれども、決裁を次長がした後に、文書が回ってきたやつを教育長が見て、それを場合によったらチェックができるという意味でいいんですよね。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 教育長まで上がってくる文書に対してはそうですけれども、その前のそれぞれの班、それから課長、次長の段階でもそれができるようなシステムに今しているところですよ。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その後は報告を受けてきたってということですよ、今の御発言の中で。

○参考人（内田恵子君） はい。

○委員（原田素代君） そうですね。ただ、残念ながら、報告を受けても、先ほど内田さんおっしゃってたように、私は政治にかかわらないから、背後はどうだのっていうことは全く考えなかった。今回の案件についても、市民バスを初め議員が関与していることは知らないわけではなかった。知らないわけではなかったけど、よもやこんなお金のやりとりが生じるようなことになるとは想像もしなかったってことですよ。それでいいですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） はい、そうです。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今回の内田さんのような教育長が今後も出てきたら、報告は受けました、例えば賃金の基準も要綱に従って裏づけがありますという持ち回りがあっても、例えば今回ほど津田さんの起案書には、厚労省の大型観光バスの従業員の賃金が基準になってるんですよ、これおかしいんです、大型観光バスは赤磐市にないですから。勤務時間も8時間45分になってるんですけど、津田さんは4時間半としているんです、赤磐市のドライバーさんの勤務時間。そうすると、それが本当に正しい基準なのかということ、わかる、チェックできる機能は必要ですよ、そう思いませんか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） そのとおりだと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうなると、さっき永徳さんにお答えしたように、細かい改善点を語る述べられたけれども、本質的な改善、要するにチェックが入り、それからそのさまざまな事案について、職員がこのたび3人の方が事情聴取を受けたその文書を読みましたが、恐らく幾晩も夜眠れなかったろうと思うようなことを吐露してるわけですよ、苦労してるわけですよ。要するに、うそ偽りを塗り固めてきたことを、全て守ろうとするからです。そういう人たちに対して、要するに上司としてですよ、教育長という立場でそういう人たちの思いを酌み取るということも大変重要なことになると思いませんか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 思います。

○委員（原田素代君） はい、いいです。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 改めて聞きますが、平成30年5月14日に、スクールバスとか、それから給食センターの配送業務ができなくなるということが発生しましたよね。そのときにそういう報告を受けましたか。次長からこうこうこうなって、15日からは運送業務に支障が起きるんだということの説明を受けましたか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 報告という形でないですけど、教育総務課の中でその話が出ていたので、その中に入って、今後そうなったときの児童・生徒のスクールバスの対応を学校教育課と話をした記憶はあります。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） そのお話を聞いたのならば、そのときに市長部局と一緒にあって、お金の問題やいろいろな問題があります、だからほかの地域の運送のほうも受けとる会社がありましたから、そういうところもありますから、今後の扱いについて、おたくは教育長ですから、だから教育に関してのことについては十分意見を申されてやっとならば、こういう問題にはならなかったと思いますが、これ今に至ってはどうしようもないことですけど。知られとったということは、今確認しました。

それからもう1つですが、議長のほうから、教育委員会に対して調査報告の依頼を受けてやっとなら。それで、その内容については、執行部のほうで協議されて、結論の文書ができた。それで、それについて報告の長としてあなたの名前で出されとんじゃけどね。おたくはその書類を全て目を通しておかしいと思えば、そのときに異議を申し立てしなかったんですか、その点についてお尋ねします。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 異議申し立てというか、書かれている内容についてお尋ねはした記憶があります。

○委員（行本恭庸君） もう一度お願いします。

○参考人（内田恵子君） 書かれた報告書の内容について、自分が考えていたのと違う、例えば結論、臨時任用の職員は必要なかったという結論とか、それから最後に教育長の意見として書かれてる中で、厳しく処分という厳しいという言葉とか、それから賃金のやりとり、やりとりというかそういう文書があったという疑問に思ったことについてはお尋ねをしました。お尋ねをしましたけれども、かなりのそれについての説明も受け、お受けすることにしました。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○参考人（内田恵子君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） おたくはあくまで教育委員会の、決裁事項については次長でとまっておりますというのわかります。しかし教育委員会の長として、教育長としての名前で議長に対して報告するわけですから、いけないものはいけないで、なぜそこでしなかったんですか、私はそこに問題があると思うが。責任感について、私は今まで答弁について聞いていまして、どうも責任感が薄い人なんだなあということは思いました。先ほども申しましたが、おたくがやめられる一身上の都合と、教育委員会の長としての責任のことに関しては、やはりもう一身上の都合でやめるほうが強くて、それでもう責任も持たずに、2月10日にすぽっと出してしまって、まあ受理されたから、やめますと。ということは、何か私は赤磐市の教育委員会の長としてのあなたの立場、そういう結末でやめられたということは、非常に私は遺憾に思います。答弁できればお願いします。終わります。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 御意見としてお聞きさせていただきます。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） お答え聞いたんですけど、割ともうほとんど知らなかったとかそのようなことを言われてるんですけど、報告書が出た後、何か対応されたようなことを言うんですが、これまでの経過で、いろんなことでおかしいなというふうに思われる節目というのがあったと思うんですよね。だから、給食の配送センターの分がどうなるかということや、その後の臨時の雇用のことについて、担当の委員会でもそういうその他で話をされてるし、それから次の年の2月28日には、原田委員が、うちにも返しに来られて、一旦断られて、4月にはその分を返納されましたよね。それから、そういう節目がずっとある中で、それで議会でも3月、6月、9月、一般質問をされてる議員さんもおられて、そういうことがもう表に出てきたわけですよ。そういうところで、教育委員会の最高責任者としてどうなっとんかということで、教育次長に詳しく話を聞く、それをなぜその節目節目でされてこなかったのか。本当に職員の逮捕まで至ったようなこの状況になったその責任というのか、すごい重いものがあるんですけど。その前の前のそういう節目のときに、なぜ最高責任者の教育長が指摘をされなかったのか。何か自分が教育、先生で、政治のそういう面は疎かったといっても、教育長になられたという責任、それはもう教育行政ですから政治の責任はあるんですよ。だから、今さらそんな政治のあれは疎かったということは、これ通用しません。だから、その辺が、なぜそういうときに職員にきっちり指摘し、自分できちっと把握する、そのことはなぜされなかったんですか。

○参考人（内田恵子君） はい。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 政治に疎かったっていうのは、人を疑うことに対しての疎さというように理解してください。行政というのは、ある面、政治も含まれてるのではないかと思います。もう1点ですけれど、教育次長とも、総務課長とも、給食センター長ともその都度話をしてきました。話をしてきた結果、私は話した段階で、教育次長の言葉を信じたということです。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 信じたというても、これまで相当苦勞をされて、いまだに悩んでおられるというものは敏感に感じてこられなかったんですか。それで、これは大変なあれで、市長部局にも相談して、大きな議題として対応を相談してやっていこうというような、そういう敏感な反応というのか、そういうものはなかったんですか。そこがもう本当に信じられないんで

すが。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 一番大変だったのは、スクールバスを動かすまでだったと思います。それから後のことについては、申しわけありませんけど、そのそぶりを感じることはできませんでした。が、いろいろなうわさ、いろいろな話が出たときに、本当はどうだったのかと、かなり問い詰めたという言葉はおかしいかもしれませんが、かなり深く話はさせていただきましたけれども、その段階での答えは、これまで私が教育次長を信じていたその言葉のニュアンスに受け取ってきたというのが事実です。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ちょっとお話のほうが前後するかもしれないんですが、内田さんは、いろいろ教育委員会での役割と責任の中でお仕事をしてくられたわけでありまして、藤井元次長は、警察の取り調べに対しまして、自分が犯罪者となる怖さもあったと、しかしながらそこで北川議員の話をしてしまうと、北川議員から何かしら復讐されるのではないかと、いう恐怖があったと、そのためになかなか正直に警察にもお話ができませんでした、済いませんというふうにおっしゃられています。これ内田さんもそういうような恐怖があったんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） ありませんでした。

○委員（佐々木雄司君） そうですか。はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 続いて、教育次長はね、このように言われてるんです。何度も正直に言わなきゃいけないと思って決意をしたんだけど、やっぱり怖くて言えなかったと。供述を覆してしまうことがあったんだけど、しかし最後は本当のことを言わないといけないという思いで、北川さんの悪事も暴いてほしいという思いもあり本当のことを話すことにしたんですと。ここも核心的なところじゃないかなというふうに思ってるんですよ。これだけのメンバーが集まって、第三者委員会も立ち上がって、再発防止を望んで一生懸命やってる中で、何か今までお話を聞いていまして、余りにも何か当事者意識に欠けているように感じてるんですけども、本気でこの件というのはどのように思っているのか、もう一度お答えいただいでよろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） この件に関しては、真剣さが足りないとかいろいろ言われますけれども、大変なことだと思っています。議員に関することについても、これも本当に徹底的に話をしました。言われたそれについて、何か怖さとか、それから恐怖とか、そういうことがあるから言えないのかとか、そういうことまで話をした記憶があります。でも、その時点で、今佐々木委員が言われたような言葉は返ってきませんでした。

- 委員（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） 藤井元次長はそうかもしれないんですが、内田さん自身はそういうような恐怖を感じたとか、先ほど政治的なところは私は疎くてというようなことをおっしゃられていらっしやいましたけども、そういうようなところで困ったなあとと思うようなことは今までなかったんでしょうか。
- 委員長（下山哲司君） 内田恵子君。
- 参考人（内田恵子君） 在任中にはありませんでした。
- 委員（佐々木雄司君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） 先ほど、いろいろ知らないということをおっしゃられてこられたわけですけども、5月11日なんですけど、吉井観光との契約解除後の運行の方針の検討、これは当然ながら教育委員会さんも御承知いただいているところのお話なんだと思うんです。なぜならば、このところには藤井元教育次長のほうも会議のほうに参加されていらっしやるんですが、5月11日、副市長室におきまして、倉迫副市長、作間当時の総合政策部長、北川議員、そして藤井教育次長、この中に内田さんは入ってなかったんですか。
- 委員長（下山哲司君） 内田恵子君。
- 参考人（内田恵子君） 入っていません。
- 委員（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） この件についての御報告はお受けになりましたか。
- 委員長（下山哲司君） 内田恵子君。
- 参考人（内田恵子君） 受けていません。
- 委員（佐々木雄司君） はい、わかりました。
- 委員（原田素代君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 何回か前の回答に、突っ込んだ話をしましたと、議員が怖いんですか、恐怖感があるんですかってことを聞きましたって、それは3人に聞いたんですか、それとも次長だけに聞いたんですか。
- 委員長（下山哲司君） 内田恵子君。
- 参考人（内田恵子君） 次長だけに聞きました。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） ということは、内田さんは御存じだったわけですね、北川議員がどう

いう存在かってことは。お答えください。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） そういうことを聞いたから聞いてみたんです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 時系列を整理しますが、8月以降に聞いたということですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） そうです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ということは、その時点で、あの文書から、北川議員が威圧的で、強要して、職員は非常におびえてるということを読み取ったんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） この報告書からは十分読み取っていません。ただ、こういう臨時職員の任用に当たって、雇ってはどうかという話があったという表現でしか捉えていなかったもので、本当はどういうことなのかということについて尋ねたというのが事実です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いやいや、私が聞いているのは、内田さんの認識の中で、北川議員の存在が職員に与えている影響は、あなたはかなり知ってたんじゃないですかってことを聞いているんです。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 教育委員会の中で、そのように威圧的な発言をされた記憶がないので、職員がそのように思っているのかという問いに対しては、はっきりとはお答えすることはできません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 総務委員会に御出席ですよね。総務委員会、私も時々傍聴しますが、あの委員長である北川議員は、職員に対して紳士的な発言をされてますか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） はっきり言って、言葉は乱暴だろうなと思っています。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、職員は、北川議員の一挙手一投足、要するに発言にぴりぴ

りしてるということは感じられなかったんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 多分、その人はそういうタイプの人なのだろうかという認識でしかなかったです。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 実は、先ほど佐々木委員もおっしゃってた供述調書の中に、こういうふうに藤井次長が発言されてます。また、北川議員は、教育委員会を所管する総務文教委員会の委員長であり——これ藤井さんの発言です——北川議員に逆らうと、当時進捗中の教育委員会の事業、具体的には給食の民間委託、オリンピックのキャンプ誘致、熊山運動公園の整備に、北川議員が難癖をつけて支障が出るおそれがあると思いましたが、という発言があるんですが、総務委員会に出席してる教育長として、これらの主要な事業ですね、赤磐市にとって、総務委員長である北川議員が、これらの事業について、何らかのかかわりについて発言していることに記憶が幾つかあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） それは公の場でですか。

○委員（原田素代君） いや、どちらでもいいですよ、全てについて。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、節度です。

○委員（原田素代君） 済いません、委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） どういう場でもいいですけど、内田教育長として感じることは、もしくはそういう何らかの発言やら周りからの話を聞く機会はなかったですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） ありませんでした。

○委員長（下山哲司君） あらかじめ申し上げます。30分で内田恵子君のを終わりますので、そのつもりで御質問お願いいたします。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今の原田委員の質問に関係するんですが、別の箇所では、藤井教育次長は、組合費というものを北川議員が取るという犯罪性の認識を持っていながら、それを断ることができなかった理由として、自分の意に沿わないときは——これ北川議員の意に沿わないときは——別の事業に協力しないなどと発言することもあるため、スクールバスの運転手に手を引かせたり、教育委員会の別の事業をどうにかされてしまうかもしれないという心配をして、断れずにやったんだという、現場が。内田さんがツインでタグを組んでやってこられた相棒とも言える人は、そういうような苦悩の中でお仕事をされていらっしやったんですが、真横にいらっしやってそういうようなことをお感じになられなかったっていうのは、私はどうも

その説明に矛盾があるように思うんですが、そういうようなことは今までお感じになられたことってないんですか、本当に。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） そのことについて、ひょっとしてそういう恐怖感があるのではないかと思ったので、この文書が出たときに、それは本当に心の中にあったのか、心の奥の奥に何か潜んでいたのではないかというようなことを尋ねたのです。だから、そのそばでいろんな苦悩をして云々ということは、申しわけありませんけれど、酌み取ることができませんでした。

○委員（原田素代君） これだけ聞かせてほしいのが、1点残っているのでもいいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 31年度の教育委員会の中で、教育長として教育委員会を開きますよね、その際にこのことの案件についての報告は、何月何日、まあいいです、何月ごろでもいいんですけど、教育委員会の中でまず教育長として報告したのは何回ありますか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） これが出て、10月ぐらいから始めましたから、この後、それから9月議会でこういうことの質問があったと、6月の時点でもそうですけれども、話はさせていただいておりますけれど、その後10月ぐらいから定期的に話をさせていただいています。協議会での話で、公開の場になる定例会ではありませんが。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 何回ぐらい、10月から何回おやりになりましたか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 31年ですから、5回、五、六回になる、最後まででもないですね。逮捕された後は、毎回していますけれども、その前は、でもそうですね、10月、はい、毎回10月ぐらいから行わせていただいています。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その中でどういう議論があったのかを知りたいんですけども。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） その中で報告というのは、やっぱりどういう議論がなされたのかというと、これについての公文書を改ざんしない方法とか、それから賃金、これも賃金につきましては、緊急性を要するときにはこれもあり得るのかなあという話とか、そういうような感じで展開していったと思います。

○委員（原田素代君） 委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 例えばですよ、緊急性を要するから賃金はこれでいいというふうな議論をされたんですか。要綱ではそうじゃないって認識があったわけでしょ。けども、緊急性があるから、10月以降、ことしの2月まで、それはやむを得ないという認識があったんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） やむを得ないというのでなくて、そういうこともあり得るだろうという認識でした。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、教育委員会の内田さんを入れて5人の皆さんは、いたし方ないことだった、たしか議場で内田さんは、やってしまったことはしょうがないと言われたとおっしゃったけど、やってしまったことはしょうがない、いたし方ないことという議論だったというふうに理解をしたらいいんですか。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） しょうがないという表現がどのように捉えるかといったら、マイナスに捉えられると思いますけれど、起こった出来事に対してちゃんとこう見て、それが何が問題点であったかということで改善をしていくのが本意ではないかと思っています。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 質問に対する答えになってないんですけど。要するに、教育委員会で5回、協議会でやられた中身が、要するにやむを得なかった、してしまったことはしょうがないという議論だったというふうに一部言ってるわけですよ、内田さんは議場の中で。今も、要するにやむを得なかったって議論になったっておっしゃったでしょ、賃金のあり方とか。要するに、今回の事案はとても大変なことで、逮捕者も出て犯罪行為として立件されたということについての自覚が余りないんですね。

○委員長（下山哲司君） 内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） この件に関して議員の関与があるとか、そこまでの疑いというか、そういうのを持っていなかったのは事実です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 時間が過ぎてますので、ご了解いただきたいと思います。

○委員（原田素代君） はい、じゃあまた改めて。

○委員長（下山哲司君） 最後に私から1つだけ聞かせてください。

私も聴取の資料を全部読ませていただきました。最後の締めと簡単に一言で言えば、北川議員が怖かったからこうなったんだという結論に至るように解説できるんですよ。その件に

に関して、あなたは職員がそんな目にあってるのを全く感じなかったんですか、本当のことを教えてください。

内田恵子君。

○参考人（内田恵子君） 2日間という短い期間で、いろいろな責任、座る暇もなく動いておられた姿を見てきました。その中で、議員からそのような圧力があったということに対しては、この報告書が出た後に聞いたのも含めて、申しわけありませんけれども感じることはできませんでした。

以上です。

○委員長（下山哲司君） はい。

それでは、以上で本日の内田恵子君の意見聴取を終了いたします。

内田君には長時間ありがとうございました。御退席をいただいて結構です。ありがとうございました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございました。

〔参考人 内田恵子君 退場〕

○委員長（下山哲司君） ここで40分まで休憩といたします。

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、会議を再開いたします。

2番目、証人出頭要求について。

証人出頭に関する件についてお諮りいたします。

公金支出及び公文書改ざん等に関する調査を行うため、来る3月25日午前10時に、安本参事、久山参事、森川主査を証人として本委員会に出頭を求め、スクールバス及び学校給食センター臨時職員の任用等に関する件について証言を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

続いて、3番目、資料の請求について。

執行部への資料の請求についてお諮りします。

当委員会の調査を行うため、市長に対し、吉井観光の倒産後、臨時職員の任用に移行した際の前予算について、スクールバス運転委託料から賃金へ振りかえた額のわかる詳細な資料、及び教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査及び議会からの監査請求により監査を行った際、聞き取りした相手、聞き取りした者、日にち、所要時間、聞き取り内容がわかる資料の提出を求めたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもちまして第5回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会といたします。

次回の委員会は、3月19日木曜日、午前10時開会でございます。

お疲れさまでした。

午前11時41分 閉会